

各位

三菱UFJ投信株式会社  
 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号  
 加入協会 (社)投資信託協会 (社)日本証券投資顧問業協会

## 『eMAXIS 新興国債券インデックス』の設定について

<追加型投信 / 海外 / 債券 / インデックス型>

この度、三菱UFJ投信は、『eMAXIS 新興国債券インデックス』を設定いたします。こちらは、eMAXIS 専用サイト(<http://maxis.muam.jp/e>)にて実施した「eMAXIS ファンド追加アンケート」の最終結果を基に設定する2本目のファンドとなります。(1本目:『eMAXIS 全世界株式インデックス』(2010年7月20日設定))  
 今後も皆さまとの対話を重視しながら、商品性の更なる向上に努めて参ります。

商品分類					
単位型・追加型		投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)		補足分類
追加型		海外	債券		インデックス型
属性区分					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
その他 資産	年1回	エマージング	ファミリー ファンド	なし	その他(JP モルガン GBI-EM グローバル ダイバーシファイド(円換算ベース))



市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドのリスクについては、「投資リスク」をご参照ください。

**目的** 新興国の債券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

**特色1** JPモルガンGBI - EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース) に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- ・ JPモルガンGBI - EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)をベンチマークとします。

**特色2** 新興国の現地通貨建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

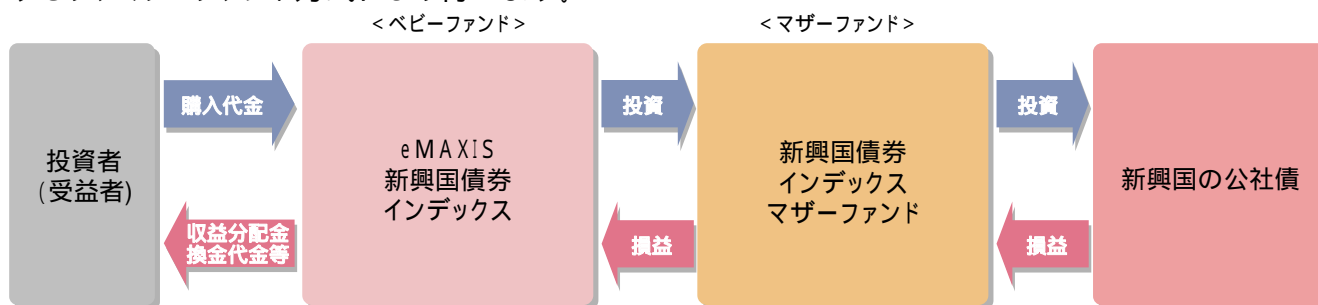
- ・ 新興国の現地通貨建て国際機関債、および新興国の現地通貨建て債券の騰落率に償還価額等が連動する債券に実質的に投資することがあります。
- ・ 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

**特色3** 原則として、為替ヘッジは行いません。

- ・ 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

## <ファンドの仕組み>

運用は主に新興国債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、新興国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



## <主な投資制限>

- ・ 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

## <分配方針>

- ・ 年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- ・ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ・ 分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

## JPモルガンGBI - EMグローバル・ダイバーシファイド

JPモルガンGBI - EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities Inc. が算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。JPモルガンGBI - EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)とは、J.P.Morgan Securities Inc.が算出し公表しているJPモルガンGBI - EMグローバル・ダイバーシファイド(ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドのリスクについては、「投資リスク」をご参照ください。

JP モルガン指数(以下「指数」といいます。)について提供された情報は、指数のレベルも含め、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買の申込み若しくは勧誘、何らかの取引の公式なコンファメーション、又は指数に関連する何らかの商品の価値算定若しくは値段を構成するものではありません。また、ここに記載されるいかなる情報も、一定の投資戦略の採用を推奨するものとも、法務、税務又は会計上の助言としても理解されてはなりません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は、一般に信頼できるとされているものですが、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニー(以下「JPMorgan」といいます。)は、その完全性又は正確性を保証するものではありません。ここに含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは不確定の将来の収益を示すものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMorgan、JPMorgan の関係会社又はその従業員がロング若しくはショートポジションを持ち、売買等を行い、又はマーケットメイクをすることがあり、また、そのような発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、又は貸主になる場合もあります。

米国の J.P.Morgan Securities Inc. (以下「JPMSI」といいます。)は、いかなる指数に関連する証券、金融商品又は取引(以下「プロダクト」といいます。)についての援助、保証又は販売促進も行いません。証券若しくは金融商品全般若しくは特定のプロダクトへの投資の妥当性について、又は金融市場における投資機会を指数に連動させることとするの妥当性について、JPMSI は明示又は黙示を問わず、一切の表明又は保証を行いません。JPMSI はプロダクトの管理、マーケティング又はトレーディングに関する義務又は責任を負いません。指数は一般に信用できるとされている要素に依拠していますが、JPMSI は、その完全性、正確性又は指数に付随して提供されるその他の情報について保証するものではありません。

指数は JPMSI のみが保有する財産であり、その財産権は全て JPMSI に帰属します。

JPMSI は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA、JPSI、J.P. Morgan Securities Ltd. (FSA の登録を受けた LSE の会員)又はその投資銀行関連会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

©2008 当情報の著作権はジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

上記和文は下記 URL に記載される英文の参考訳であり、英文と上記和文の記載に齟齬がある場合、英文が優先します。

<http://www.jpmorgan.com/pages/jpmorgan/ib/qirg>

## 投資リスク

### (基準価額の変動要因)

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 市場リスク

#### (価格変動リスク)

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

#### (為替変動リスク)

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

## 投資リスク

### 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

### カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

### (その他の留意点)

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

### (リスクの管理体制)

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

### その他概要

設定日	2010年9月13日
購入の申込期間	当初自己設定:2010年9月13日 継続申込期間:2010年9月14日から2011年10月25日まで 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
購入価額	当初自己設定:1口当たり1円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購入代金	販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお支払いください。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた購入・換金のお申込みを当日のお申込み分とします。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ロンドンの銀行の休業日、その他ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日は、購入・換金のお申込みができません。
換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込の中止及び取消	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限
繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・対象インデックスが改廃されたとき ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年1月26日(休業日の場合は翌営業日) 第1回目の決算日は2011年1月26日
収益分配	年1回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。

お客様の負担となる費用	購入時に直接負担いただく費用					
	購入時手数料	ありません。				
	換金時に直接負担いただく費用					
	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額 × 0.3%				
	償還時に直接負担いただく費用	なし				
	保有期間中にファンドが負担する費用(間接的に負担いただく費用)					
	信託報酬	純資産総額 × 年 0.63% (税抜 年 0.6%) 配分				
			取扱純資産総額 <sup>(注)</sup>	委託会社	販売会社	受託会社
			50億円未満の部分	年0.2835%	年0.2835%	年0.063%
			50億円以上100億円未満の部分	年0.273%	年0.294%	年0.063%
	100億円以上の部分	年0.2625%	年0.3045%	年0.063%		
	(注) 各販売会社における取扱純資産総額に応じて配分されます。					
その他の費用	売買委託手数料等、監査費用、外国での資産の保管等に要する費用、マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額等を信託財産からご負担いただけます。					
お客様にご負担いただく費用等の合計額については、お申込代金や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。						
運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎決算時または償還時に信託財産から支払われます。その他の費用・手数料(監査費用を除きます。)は、その都度信託財産から支払われます。 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料(国内において発生するものに限りです。)には消費税等相当額が含まれます。						
設定予定額	100万円(自己設定)					
信託金限度額	5,000億円					
課税関係	個人受益者については、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の価額から取得費を控除した利益に対して課税されます。なお、法人の課税は異なります。また、税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。課税上、株式投資信託として取り扱われます。益金不算入制度は適用されません。					
受託会社 (信託財産の 保管・管理等)	三菱UFJ信託銀行株式会社					
販売会社 (募集・換金の 取扱い等)	株式会社SBI証券、カブドットコム証券株式会社、マネックス証券株式会社、楽天証券株式会社、株式会社ジャパンネット銀行 (取扱開始日は販売会社により異なります。)					

当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ投信が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、勧誘を目的に使用することはできません。当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料は、信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託の取得のお申込みを行う場合は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)につきましては、販売会社にご請求ください。当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成22年8月27日に関東財務局長に提出しておりますが、その効力は生じておりません。

以上